

有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について

平成31年2月28日

公正取引委員会

公正取引委員会は、毎年度、全国各地において経済団体代表、消費者団体代表、学識経験者、教育委員会関係者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催することで、各地区の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法等の運用にいかしています。

平成30年度においては、各地区における有識者との懇談会を平成30年11月に別紙1のとおり開催しました。これらの懇談会において有識者から示された主な意見の概要は以下のとおりです（その他の意見を含む地区別の意見は別紙2のとおりです。）。

公正取引委員会としては、これらの意見を踏まえて、今後とも独占禁止法等の的確な運用に努めてまいります。

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導について

- ・ メーカーや卸売業者等がインターネットを利用して直接消費者に販売するようになり、インターネット上において、様々な商品が廉価販売されるようになった。インターネット上において不当廉売等が行われると、全国の小売業者に大きな影響があるため、独占禁止法違反行為が行われていないか十分に監視し、独占禁止法違反行為があれば迅速に対処していただきたい。（大分市）
- ・ 地方都市における技術革新を進展させるためにも、IT分野のガリバー企業が新規参入を妨害するなどの技術革新の普及を阻む行為がないか目を光らせてほしい。（徳島市）
- ・ キャッシュレスの取組を推進していくに当たり、販売店側の販売データが決済事業者に吸い上げられるだけでなく、決済事業者から販売店側の販売促進に一定程度活用できるようなデータ提供を受けられる仕組みを作っていく必要があると感じている。（水戸市）

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

- ・ベンチャー企業は、イノベーションを起こして市場を開拓するということに力を注いでおり、独占禁止法についての関心が低いため、知らず知らずのうちに違反行為を行ってしまう可能性があるため、独占禁止法の内容を周知していく必要がある。(水戸市)
- ・公正取引委員会が発表した携帯電話市場の実態調査報告書は、通信と端末をセットで販売する場合等の競争政策上の問題点が非常に分かりやすくまとめられており、ユーザーのことを考えた報告書になっていると思う。今後、ユーザーが、端末や通信プランを自由に選択できる環境となるよう、公正取引委員会の取組を期待している。(山口市)
- ・中学生の制服は、大人の制服に比べて高いと感じたことから、以前、価格を下げられないか業者と交渉したことがあるが、価格は下がらなかった。今後は、業者と交渉する際に、公正取引委員会からこういう報告書が出ているということを示しながら交渉することができると思う。公正取引委員会には、今後とも、制服に関する実態調査の周知をお願いしたい。(那覇市)
- ・電力自由化は、消費者自らが電力会社を選択できる等、消費者にとってメリットがある。従来から存在する電力会社が新規参入を妨げる行為を行わないよう、今後も監視を続けてほしい。(釧路市)
- ・被災地支援活動を行う中で、被災地においては、不正行為によって価格が上昇しているのではないかと疑いたくなるケースもある。大規模な災害が起こると談合などの不正行為が起こりやすいため、事業者の動きについては、しっかり監視してほしい。(津市)
- ・確約手続を導入することで、現場レベルでの運用が変わる可能性があると思うが、公正取引委員会には、今後とも、的確な運用を期待している。(那覇市)
- ・課徴金減免制度により、事業者がカルテル・入札談合を自主的に報告するという効果があることは理解できるが、いまだにカルテル・入札談合が行われている。課徴金減免制度の見直しを検討する際、抑止効果についても十分に検証し、カルテル・入札談合が行われないような制度にしていきたい。(大分市)

2 企業結合審査について

- ・地域経済の活性化のために地方銀行の役割は非常に重要であるため、統合して事業を継続すること自体は否定しないが、競争相手がなくなった後、地元の中小企業に対して不当に金利を引き上げるなどの不利益を与えることのないよう監視してもらいたい。(徳島市)
- ・石油元売会社の統合により価格競争がなくなり競争が狭められることに間

題意識を持っている。縮小傾向にある石油業界において統合は収益を上げる有効な手段なのかもしれないが、消費者には価格が上がる痛みしかない。特に東北地方は、車社会でガソリンを使う必要があり、また、冬は暖房に灯油を使わなければならない。(盛岡市)

- ・ 企業活動のグローバル化が進み、日本から世界へ進出している企業も多いが、それに伴って公正取引委員会の法運用にも変化が必要である。公正取引委員会には、地方銀行の統合事案も含め、世界の中で日本企業が活躍できるようにしていただきたい。(福井市)

3 下請法の運用について

- ・ 働き方改革に関連した下請法違反の未然防止という取組は、非常に良い着眼点であると思う。(釧路市)
- ・ 下請事業者の立場である中小企業から、買ったとき、契約の事後変更などの行為を受けているという話をよく聞くが、今後の取引を考えると声を上げにくいようである。公正取引委員会においても様々な工夫をされているようであるが、今以上に下請事業者の声が届きやすい方法を拡充していただきたい。(津市)

4 消費税転嫁対策特別措置法の運用について

- ・ 消費税率が8%に上がった際には、消費税転嫁対策特別措置法に基づき公正取引委員会がいろいろと対策を行ったが、それでも転嫁拒否等があった。消費税率が10%に上がる際には景気対策を優先するようなので、前回以上に、納入業者等の立場の弱い者にしわ寄せが行く可能性があるのではないかと心配している。公正取引委員会としては、早めに毅然とした態度を示しておくことが大切である。(盛岡市)

5 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会が、社会に出る前の学生に対して、独占禁止法教室を開催することは、非常に有意義であり、若いうちから違反を防止する、あるいは違反の被害者にならないよう教育することが重要である。(徳島市)
- ・ 消費者の視点からすると、公正取引委員会が景品表示法を所管していた頃は身近な存在に感じていたが、同法が消費者庁に移管されて以降、独占禁止法等の説明を受けてもよく分からず、関係が疎遠になっているように感じる。これは、公正取引委員会の活動が、消費者にとってどのように役立っているのかというところが見えてこないからだと思う。公正取引委員会には、消費者目線での情報を発信してほしい。(山口市)

- ・ 公正取引委員会が開催した消費者セミナーについて、硬い話でないといいなと思っていたが、実際の講義は分かりやすく、ゲームも交えて参加者を引き込むような内容で、独占禁止法が消費者の利益のためにあるということを理解できた。（福井市）

以上

有識者と公正取引委員会との懇談会 開催一覧

地域	開催日	担当委員等
釧路市	11月15日	山田 昭典 事務総長
盛岡市	11月16日	三村 晶子 委員
水戸市	11月16日	青木 玲子 委員
津市	11月15日	山本 和史 委員
福井市	11月16日	小島 吉晴 委員
山口市	11月29日	山田 昭典 事務総長
徳島市	11月30日	小島 吉晴 委員
大分市	11月29日	三村 晶子 委員
那覇市	11月30日	山本 和史 委員

第1 北海道地区（釧路市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導について

- ・ 過去に談合決別宣言を行ったにもかかわらず、大手ゼネコンによる談合事件がいまだ後を絶たない。公正取引委員会には大手ゼネコンに意識の緩みがないか、今後も監視を続けてほしい。
- ・ 電力自由化は、消費者自らが電力会社を選択できる等、消費者にとってメリットがある。従来から存在する電力会社が新規参入を妨げる行為を行わないよう、今後も監視を続けてほしい。
- ・ 平成28年及び平成30年に携帯電話市場に関する実態調査の結果を公表し、独占禁止法上の問題点を指摘しているが、今後も、問題点を指摘しても改善されない分野には指摘を繰り返して改善させるという姿勢を貫いていただきたい。

2 企業結合審査について

- ・ 石油業界では元売の寡占化が進んでいる。統合による弊害が発生しないよう、公正取引委員会にはしっかりとした監視をお願いしたい。

3 下請法の運用について

- ・ 働き方改革に関連した下請法違反の未然防止という取組は、非常に良い着眼点であると思う。

4 消費税転嫁対策特別措置法の運用について

- ・ 平成31年10月に消費税率引上げが予定されているところ、中小企業及び小規模事業者が円滑に価格転嫁できるよう十分な手立てを取ってほしい。

5 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会の業務内容は、大人であっても分かりにくい面がある。中学・高校・大学生向けに独占禁止法教室を全国各地で実施していることは大変良い取組であると思う。

6 景品表示法の運用について

- ・ 食品表示に関する違反が後を絶たない。故意ではなく表示ルールの不知による違反が多いと思われるため、消費者庁はもとより公正取引委員会においても、事業者向け研修等の未然防止に関する取組を行ってほしい。

第2 東北地区（盛岡市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導について

- ・ 大企業と岩手県の中小零細企業は、元請と下請の関係になりやすく、取引価格の決定権は大企業が持っているというのが現実である。公正取引委員会には、優越的地位の濫用規制や下請法の更なる厳正な運用をお願いしたい。
- ・ 東日本大震災の復興需要により建設業者は利益を上げたが、今後仕事が減ればダンピングが行われ、単価が下がり、労働賃金も下がる負のスパイラルに陥ることを危惧している。

2 企業結合審査について

- ・ 石油元売会社の統合により価格競争がなくなり競争が狭められることに問題意識を持っている。縮小傾向にある石油業界において統合は収益を上げる有効な手段なのかもしれないが、消費者には価格が上がる痛みしかない。特に東北地方は、車社会でガソリンを使う必要があり、また、冬は暖房に灯油を使わなければならない。

3 消費税転嫁対策特別措置法の運用について

- ・ 消費税率が8%に上がった際には、消費税転嫁対策特別措置法に基づき公正取引委員会がいろいろな対策を行ったが、それでも転嫁拒否等があった。消費税率が10%に上がる際には景気対策を優先するようなので、前回以上に、納入業者等の立場の弱い者にしわ寄せが行く可能性があるのではないかと心配している。公正取引委員会としては、早めに毅然とした態度を示しておくことが大切である。

4 その他

- ・ 中小企業が設備を新しくして生産性を向上させ生産コストを下げて、利益を大企業にもっていかれるという話はよく聞く。また、最近では、大手メーカーが人材を確保するために人件費を引き上げており、中小企業から従業員の引き抜きを行ったりしているため、中小企業が困っているという話が多い。

第3 関東・甲信越地区（水戸市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導について

- ・ ビッグデータを収集しようという動きがあるので、ビッグデータに対する検討は非常に重要だと思う。また、今後「AIカルテル」のような新しい類型が出てくると思われる。ビッグデータとAIについては、今後、独占禁止法において、いろいろな意味で、先進的な取組をしてほしい。
- ・ キャッシュレスの取組を推進していくに当たり、販売店側の販売データが決済事業者に吸い上げられるだけでなく、決済事業者から販売店側の販売促進に一定程度活用できるようなデータ提供を受けられる仕組みを作っていく必要があると感じている。
- ・ ベンチャー企業は、イノベーションを起こして市場を開拓するということに力を注いでおり、独占禁止法についての関心が低いため、知らず知らずのうちに違反行為を行ってしまう可能性があるので、独占禁止法の内容を周知していく必要がある。

2 消費税転嫁対策特別措置法の運用について

- ・ これから消費税率が10%に上がるが、本県にもたくさんの製造業、中小企業があるので、そうした事業者の利益を守っていただけるように、消費税の転嫁拒否行為に関して、しっかりと取り組んでいただきたい。

3 広報・広聴活動について

- ・ 独占禁止法教室として各学校単位で実施するだけでなく、例えば大学の教職課程に必須の単位として入れるなど考えてはどうか。
- ・ 一般消費者への情報の発信がまだまだ足りないというのが率直な感想で、公正取引委員会の活動について、なかなか分かっていない人が多いので、一般企業、消費者団体、消費者への広報活動をもっとしていくべきである。

第4 中部地区（津市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導について

- ・ 被災地支援活動を行う中で、被災地においては、不正行為によって価格が上昇しているのではないかと疑いたくなるケースもある。大規模な災害が起こると談合などの不正行為が起こりやすいため、事業者の動きについては、しっかり監視してほしい。
- ・ 携帯電話市場は、国民生活に密接に関連した分野であり、この分野の実態調査は非常に有意義なものであると思う。

2 下請法の運用について

- ・ 下請事業者の立場である中小企業から、買ったとき、契約の事後変更などの行為を受けているという話をよく聞くが、今後の取引を考えると声を上げにくいようである。公正取引委員会においても様々な工夫をされているようであるが、今以上に下請事業者の声が届きやすい方法を拡充していただきたい。
- ・ 年度末などに、取引先各社から多くの値引き要請があるが、断ると取引を切られてしまうので従わざるを得ない。こうしたケースは優越的地位の濫用に該当するのではないか。

3 消費税転嫁対策特別措置法の運用について

- ・ 商工会議所においても軽減税率等についてセミナーを開催するなどして事業者に対して消費税についての理解を深めているが、アンケート結果を見ると、まだまだ理解が進んでいないことが分かった。このような状況で消費税の円滑な転嫁ができるのか大変心配である。

4 広報・広聴活動について

- ・ 企業が独占禁止法を遵守するためには早い段階から独占禁止法の周知を図り、厳しい目で意見を言うことができる社員を育てる必要がある。独占禁止法教室は非常に有効な周知活動であるため、今後も積極的に開催してほしい。

5 景品表示法の運用について

- ・ 生活の中で疑わしい表示が溢れている。特に食品表示では、消費者に正確な情報を伝えるための適正な表示が求められている。不当な表示を防ぐ取組を強化してほしい。

第5 近畿地区（福井市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導について

- ・ 繊維産業でもECビジネスは進んでおり、ビッグデータを活用した優位な立場にある事業者についてはしっかり監視してほしい。プラットフォームを作っている事業者が、データを独占し、その情報を活用して優位な形でビジネスを進めていくということがますます増えていくのではと考えている。

2 企業結合審査について

- ・ 企業活動のグローバル化が進み、日本から世界へ進出している企業も多いが、それに伴って公正取引委員会の法運用にも変化が必要である。公正取引委員会には、地方銀行の統合事案も含め、世界の中で日本企業が活躍できるようにしていただきたい。

3 下請法の運用について

- ・ アベノミクスの影響で全体的には景気は良くなっているし、大企業では過去最高の利益を出したといった発表も見られるが、中小企業、下請的な立場にある事業者にはその恩恵が回ってきていない。その原因は、電気料金、運賃、人件費など様々な費用が上昇する中で、その価格転嫁が取引先に認めてもらえないというところにある。

4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会が開催した消費者セミナーについて、硬い話でないといいなと思っていたが、実際の講義は分かりやすく、ゲームも交えて参加者を引き込むような内容で、独占禁止法が消費者の利益のためにあるということを理解できた。
- ・ 公正取引委員会の役割が分かりにくい、存在が遠いという点をどれだけ克服できるかということが重要である。実際には公正取引委員会で対応できる問題であるのに、そのことを知らずに不利益を受けている企業や消費者もいるのではないかと思う。
- ・ 中小企業には独占禁止法、下請法という法律を正しく理解している人は多くないように思われ、知らず知らずに法律違反を犯している人もいる。逆に不利益を受けているにもかかわらず、法律を知らないためにどうしていいか分からない人もいる。中小企業向けの周知広報活動をより強化していただき、違反の未然防止に努めていただきたい。

第6 中国地区（山口市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導について

- ・ 公正取引委員会が発表した携帯電話市場の実態調査報告書は、通信と端末をセットで販売する場合等の競争政策上の問題点が非常に分かりやすくまとめられており、ユーザーのことを考えた報告書になっていると思う。今後、ユーザーが、端末や通信プランを自由に選択できる環境となるよう、公正取引委員会の取組を期待している。

2 企業結合審査について

- ・ M&Aを進めるに当たっては、技術力のアップや工場における作業効率等の向上を図るため、当事者間で工場の稼働状況等、一定程度の情報交換を行うことは必要である。しかし、情報交換を行うと独占禁止法違反を疑われる可能性があるため、当事会社は保守的になってしまう。どこまでの情報交換なら許容されるのか具体的な判断基準を示してほしい。

3 下請法の運用について

- ・ 公正取引委員会と中小企業庁は、異なる名称の下請法講習会を実施しているが、内容はほぼ同じであるので、共同開催とするなど工夫できないか。また、地域差もあると思うが、開催案内とともに満席となる場合もある。開催頻度等も検討してほしい。
- ・ 山口県下の事業者のほとんどは中小企業であり、下請事業者に当たることが多いところ、発注書面が交付されない、禁止行為が行われているという声を、まだ多く聞く。引き続き親事業者に対する下請法遵守の指導等をお願いする。

4 消費税転嫁対策特別措置法の運用について

- ・ 事業者は平成31年10月の消費税率引上げに向けて準備しているところ、現場の事業者は取引先との契約の見直しなど含めて混乱している。公正取引委員会においては、引き続き転嫁拒否事案の指導等に取り組んでいただきたい。

5 広報・広聴活動について

- ・ 消費者の視点からすると、公正取引委員会が景品表示法を所管していた頃は身近な存在に感じていたが、同法が消費者庁に移管されて以降、独占禁止法等の説明を受けてもよく分からず、関係が疎遠になっているように感じる。これは、公正取引委員会の活動が、消費者にとってどのように役立っているのかというところが見えてこないからだと思う。公正取引委員会には、消費者目線での情報を発信してほしい。

第7 四国地区（徳島市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導について

- ・ 地方都市における技術革新を進展させるためにも、IT分野のガリバー企業が新規参入を妨害するなどの技術革新の普及を阻む行為がないか目を光らせてほしい。

2 企業結合審査について

- ・ 地域経済の活性化のために地方銀行の役割は非常に重要であるため、統合して事業を継続すること自体は否定しないが、競争相手がなくなった後、地元の中小企業に対して不当に金利を引き上げるなどの不利益を与えることのないよう監視してもらいたい。

3 下請法及び消費税転嫁対策特別措置法の運用について

- ・ 平成31年4月には働き方改革の関連法案が施行され、また、同年10月には消費税率の10%への引上げや消費税軽減税率制度が導入されることに伴い、取引先から中小・零細企業に対し、様々な濫用行為が行われることが懸念されるため、監視を強めてもらいたい。
- ・ 消費税の転嫁拒否について、消費税増税分を支払ってくれない取引先とは取引しないということも考えられるが、売上げ維持のため取引先からの不当な要請に従わざるを得ない場合もあると考えられるので、消費税の転嫁対策の取組について、事業者への啓蒙・普及に努めてもらいたい。

4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会が、社会に出る前の学生に対して、独占禁止法教室を開催することは、非常に有意義であり、若いうちから違反を防止する、あるいは違反の被害者にならないよう教育することが重要である。

5 景品表示法の運用について

- ・ 消費生活センターの相談員や消費者協会の会員に対して、市場における競争の重要性や公正取引委員会の役割のほか、景品表示法に関する取組などの理解を深めるため、消費者セミナー等の開催の機会を設けていただきたい。

第8 九州地区（大分市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導について

- ・ これまでは公正で自由な競争が経済の活性化や消費者の利益の増進に間違いなく貢献してきたと思う。しかし、今後、少子高齢化、人口減少が本格化する中、競争を続けることによって、地方経済が衰退してしまうのではないかと懸念している。公正取引委員会には、この点も踏まえ、今後の競争政策の在り方をしっかり示していただきたい。
- ・ メーカーや卸売業者等がインターネットを利用して直接消費者に販売するようになり、インターネット上において、様々な商品が廉価販売されるようになった。インターネット上において不当廉売等が行われると、全国の小売業者に大きな影響があるため、独占禁止法違反行為が行われていないか十分に監視し、独占禁止法違反行為があれば迅速に対処していただきたい。
- ・ 今後、プラットフォーマーによるデータの囲い込みや、オンライン取引を仲介する際の無理な条件の押し付け等が行われないう、十分に監視していただきたい。そのためにも、この分野に精通した人材の確保に力を入れ、市場の番人としての役割を果たしていただきたい。
- ・ 課徴金減免制度により、事業者がカルテル・入札談合を自主的に報告するという効果があることは理解できるが、いまだにカルテル・入札談合が行われている。課徴金減免制度の見直しを検討する際、抑止効果についても十分に検証し、カルテル・入札談合が行われないような制度にしていきたい。

2 下請法の運用について

- ・ 下請事業者は、公正取引委員会に親事業者の下請法違反行為の情報を提供すると、親事業者から報復行為を受けるのではないかと危惧している。下請事業者が報復行為を受けないよう下請事業者の保護に努めていただくとともに、親事業者が下請事業者に報復行為を行った場合には厳正に対処していただきたい。

3 消費税転嫁対策特別措置法の運用について

- ・ 平成31年10月の消費税率引上げに伴い、買いたたき等の消費税転嫁拒否行為が行われないう、未然防止の観点から、特に買い手側への事前広報に力を入れていただきたい。また、消費税率引上げの際、そのしわ寄せが中小企業に行かないよう、消費税転嫁拒否行為については厳正な対処をお願いしたい。

第9 沖縄地区（那覇市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導について

- ・ 沖縄県内でもまだまだ労働生産性が低い。そういう状況の中で、働き方改革が進められ、企業に余裕ができた場合、そのしわ寄せが中小事業者に求められるようなことがあれば大変である。働き方改革に関連して生じるかもしれない悪影響について、公正取引委員会には是非配慮していただきたい。
- ・ 中学生の制服は、大人の制服に比べて高いと感じたことから、以前、価格を下げられないか業者と交渉したことがあるが、価格は下がらなかった。今後は、業者と交渉する際に、公正取引委員会からこういう報告書が出ているということを示しながら交渉することができると思う。公正取引委員会には、今後とも、制服に関する実態調査の周知をお願いしたい。
- ・ 確約手続を導入することで、現場レベルでの運用が変わる可能性があると思うが、公正取引委員会には、今後とも、的確な運用を期待している。
- ・ 流通・取引慣行ガイドラインが改正され、具体的事例が盛り込まれ分かりやすくなっているが、長すぎると感じる。公正取引委員会には、不公正な取引方法について、もう少し分かりやすい資料にできないのか検討していただきたい。

2 企業結合審査について

- ・ 未来投資会議の中で、地方銀行の統合に係る基準の見直しに関する議論があり、独占禁止法の運用などが課題とされているとのことであった。競争政策を担う公正取引委員会の業務に逆風が吹かないか心配である。公正取引委員会には屈せず頑張っていただきたい。

3 消費税転嫁対策特別措置法の運用について

- ・ 平成31年10月に消費税率引上げが予定されているが、中小企業にとっては、経営課題である。大企業との取引において、消費税の転嫁が困難な状況が予想され、企業の存続が危うくなるおそれもある。公正取引委員会には、中小事業者が不利益を被らないよう、様々な対策を講じていただきたい。